

ツキノワグマ出没時の緊急銃猟実施に係る訓練業務委託仕様書

1 業務の名称

ツキノワグマ出没時の緊急銃猟実施に係る訓練業務

2 業務の目的

本業務は、ツキノワグマ（以下、「クマ」という。）が市街地等に出没した際の対応として、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成十四年法律第八十八号）第三十四条の二に基づく緊急銃猟を実施する際の計画調整、情報伝達、安全確認について市、捕獲者、警察（以下、「緊急銃猟関係者」という。）が一連の流れを確認することで、緊急銃猟を実施する際に円滑かつ適切な対応ができるよう訓練を積むことを目的として実施するもの。

3 業務の期間

契約締結日の翌日から令和8年2月27日（金）までとする。

なお、訓練は、委託者と受託者で協議の上、令和8年2月24日（火）から令和8年2月27日（金）の間に実施する。

4 業務の内容

緊急銃猟の実施を想定した訓練として、以下の内容により業務を行うこと。

(1) 訓練シナリオ作成業務

「ツキノワグマ出没時の緊急銃猟実施に係る訓練業務仕様書別紙 奥州市緊急銃猟マニュアル（暫定版）」内の、3-（4）-②「銃猟の計画策定」から3-（4）-⑥「緊急銃猟の実施の判断及び外部への委託」の記載内容を基に、訓練に係る緊急銃猟関係者の動作や口述に係るシナリオを作成すること。

(2) 訓練実施業務

(1) で作成したシナリオに基づき、緊急銃猟関係者を対象とした訓練を行うこと。その際、受託者は、講師役・進行役を担うこと。

なお、訓練には緊急銃猟関係者20名～25名程度の参加を予定しているので、これらすべての参加者が有用な知見を得られるよう訓練方法等を工夫し実施すること。

5 事前協議

受託者は、上記4の業務について訓練の実施前に委託者と事前協議を行い、訓練実施方法や内容について委託者の確認を受けること。なお、この確認の際に委託者は、4(1)で作成されたシナリオを受領するものとする。

6 業務報告書の作成

業務終了後の業務報告書は不要とする。

7 訓練を実施する際の要件

(1) 受託者の体制

受託者は最低2名以上で会場に来場し、業務を行うこと。この場合、1名が講師役・進行役、もう1名が補助役を想定する。

(2) 時間

開始から終了まで、休憩も含めおおよそ2時間30分程度の内容とすること。

8 訓練について

(1) 参加者及び人数

訓練には緊急銃獵関係者として20名～25名程度の参加を予定しており、委託者がこれをとりまとめる。

なお、訓練に参加しないオブザーバー参加者を見込んでいる。

(2) 訓練会場等

ア 訓練会場は、奥州市内で委託者が指定する場所とし、委託者が確保する。

イ 訓練に必要なテーブル、マイクシステム、ホワイトボード等は委託者が準備する。

(3) 訓練実施日

委託者と受託者で協議の上、令和8年2月24日（火）から令和8年2月27日（金）の間に訓練を実施する。